

令和6年度分 町・県民税申告の手引き

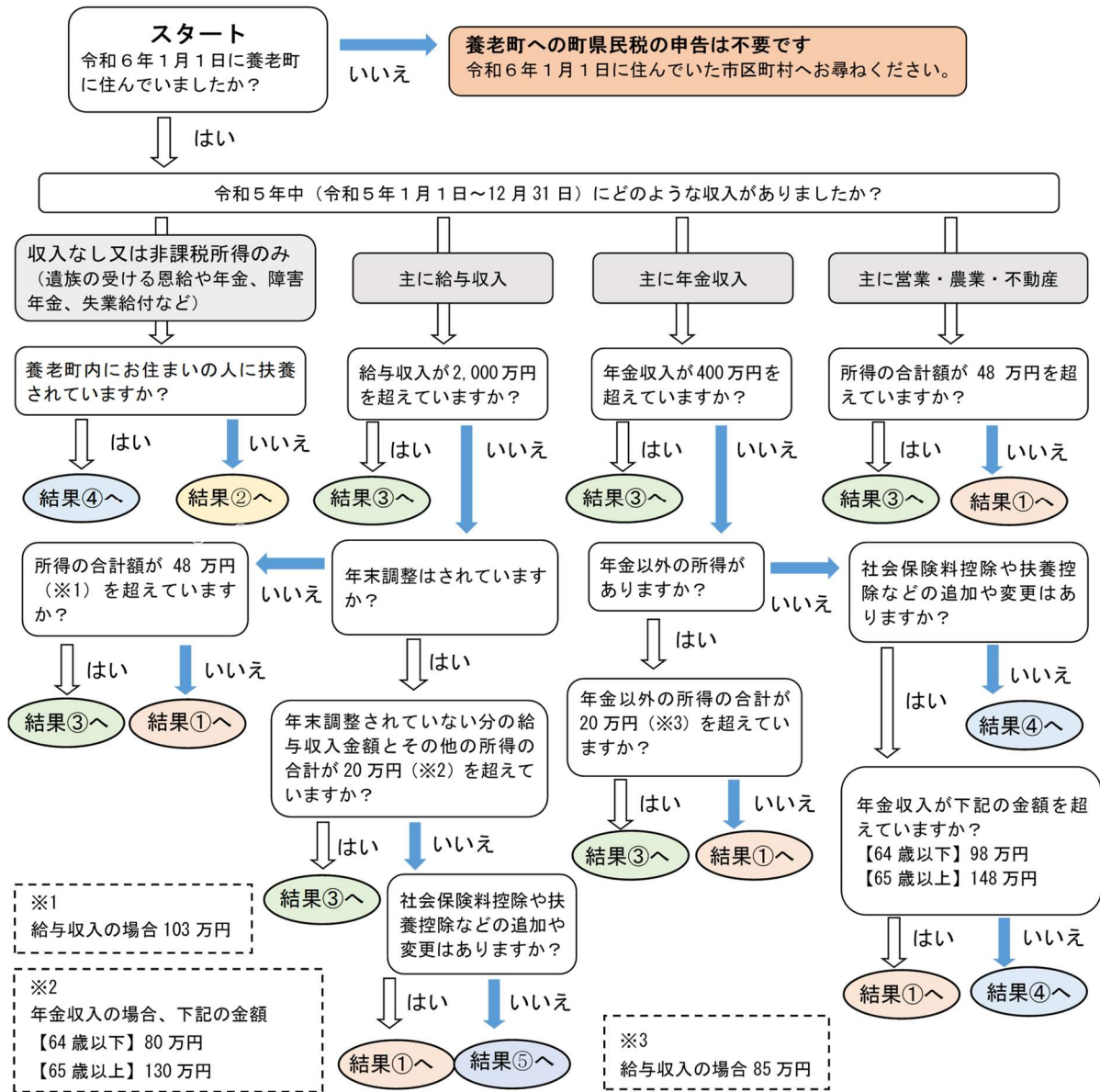
令和6年度の町・県民税は、令和6年1月1日に養老町に住民登録のある方について、令和5年中（令和5年1月1日～12月31日）の所得に基づき課税されます。

申告が必要ない方以外は、養老町に対して町・県民税申告書により収入等を申告していただく必要があります。申告書の提出が必要かどうかは下のフローチャートをご覧ください。（提出方法については裏面をご覧ください。）

◎申告期限：令和6年3月15日（金）

申告フローチャート

※フローチャートは一般的な例を示しています。ご自身の状況によって変わる場合もありますので、不明な点は養老町役場税務課までお問い合わせください。



※1
給与収入の場合 103万円

※2
年金収入の場合、下記の金額
【64歳以下】80万円
【65歳以上】130万円

※3
給与収入の場合 85万円

結果	内容	説明
①	所得税の確定申告もしくは町県民税の申告が必要です	所得税が源泉されていて申告によって還付を受ける人は確定申告が必要です。所得税の確定申告をした人は、町県民税の申告は必要ありません。
②	町県民税の申告が必要な場合があります	【※次のいずれかに該当する人は「収入なし」の申告をしてください】 国民健康保険税や介護・後期高齢者医療保険料などの算定や、扶養、融資など各種申請で所得の証明が必要な人
③	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告をした人は、町県民税の申告は必要ありません。 なお、所得税の確定申告の「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当する事項・金額があれば必ず記入してください。
④	所得税の確定申告・町県民税の申告は必要ありません	
⑤	勤務先から養老町に「給与支払報告書」が提出されている場合は、所得税の確定申告・町県民税の申告は必要ありません。（提出されているか不明な場合は、勤務先にお問い合わせください。）	

《申告相談日程》

期 間 令和6年2月16日(金)～令和6年3月15日(金) (土・日曜日、祝日を除く)

会 場 町役場 4階大会議室 (高田 798番地) 午前9時～午後4時30分 (受付は午後4時まで)

※会場が昨年と異なります。ご注意ください。

対象地区	月 日	対象地区	月 日
高田・室原	2/19(月)・3/1(金)	池辺	2/26(月)・3/7(木)
広幡・上多度	2/20(火)・3/4(月)	笠郷	2/27(火)・3/8(金)
小畑・多芸	2/21(水)・3/5(火)	全地区	2/16(金)・28(水)・29(木)
養老・日吉	2/22(木)・3/6(水)		3/11(月)・12(火)・13(水)・14(木)・15(金)

※混雑状況により、入場制限や後日の来場をお願いすることがあります。

※税務課窓口では、申告書を受け取るのみとなり、申告相談はできませんので、ご了承ください。

《町・県民税の申告に必要なもの》

		確認			確認
①収入がわかる書類 源泉徴収票・収支内訳書・シルバー人材センターの配分金支払証明書・個人年金の支払証明書など	<input type="checkbox"/>		⑥寄附金 (ふるさと納税など) 控除を受ける人 寄附金受領書などの寄附先と寄附金額を証明する書類	<input type="checkbox"/>	
②納付証明書 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料など	<input type="checkbox"/>		⑦手続きをする人 (来庁する人) の本人確認書類 顔写真あり/マイナンバーカード・運転免許証など1点 顔写真なし/被保険者証・年金手帳など2点	<input type="checkbox"/>	
③控除証明書 生命保険・地震保険など	<input type="checkbox"/>		⑧申告者・扶養親族・事業専従者の個人番号確認書類 マイナンバーカード・通知カードなど	<input type="checkbox"/>	
④障害者控除を受ける人 該当者の各種障害者手帳 または障害者控除対象者認定書	<input type="checkbox"/>		⑨代理で申告する人 世帯外の人が代理で申告する場合は委任状 ※委任状については、委任者の氏名・住所・押印、代理人の氏名・住所・委任内容を記入してください。	<input type="checkbox"/>	
⑤医療費控除を受ける人 医療費控除の明細書または医療費通知	<input type="checkbox"/>		⑩国外在住の親族を追加で扶養する人 送金証明書および親族であることを証明する書類など	<input type="checkbox"/>	

【上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一】

令和6年度の住民税より特定配当等・特定株式等譲渡所得金額に係る所得において、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなり、所得税の確定申告をすると住民税でも同じ課税方式で計算されます。これにより**住民税上の配偶者 (特別) 控除や扶養控除などの適用や非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定などに影響が出る可能性がありますのでご注意ください。**

《郵送による申告書の提出にご協力ください》

・申告会場は、混雑が予想され、長時間お待たせする場合があります。郵送での提出にご協力ください。

郵送提出の注意点

①申告書には必ず住所・氏名・生年月日・電話番号・マイナンバーなどを記入してください。※押印は不要です。

(提出された申告書について、確認事項がある場合、職員から連絡を行うことがありますので、日中連絡のできる電話番号を記入してください。)

②本人確認書類や収入・控除の証明書など必要書類を添付してください。(必要書類は上記、《町・県民税申告に必要なもの》をご確認ください)

③申告書の控えが必要な人は、返信用封筒 (住所、宛名を記入の上、必要金額分の切手を貼ったもの) を同封してください。

返信用封筒がない場合は、控えの送付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

④所得税の確定申告書は町役場では受付できませんので、税務署へ直接郵送もしくは e-Tax をご利用いただき電子で申告してください。

問い合わせ・郵送先 〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798

養老町役場 総務部税務課 個人住民税担当 電話 (0584)-32-1103

受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日を除く)